

# 参考資料

第1次宮古島市総合計画策定基本方針

第1次宮古島市総合計画の策定経過

第1次宮古島市総合計画 基本計画 】について (諮問)

第1次宮古島市総合計画 基本計画 】について(答申)

宮古島市総合計画に関する条例・規程・要項・要領

宮古島市総合計画審議会委員名簿

宮古島市総合計画策定委員会名簿

宮古島市総合計画策定作業部会名簿

用語説明

## 宮古島市総合計画策定基本方針

#### 1 策定の趣旨

宮古島市総合計画は、市の将来像とその実現に必要な施策の方向性を示し、 市政の運営を総合的かつ計画的に実現するための基本指針となるものです。

また、合併前に策定された「新しい島づくり計画(新市建設計画)」を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化、財政状況を勘案した上で、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、総合計画を策定します。

#### 2 計画の構成と目標年次・計画期間

#### (1)計画の構成

市民と行政の協働によるまちづくりの目標を実現していくための基本 指針となる総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づく「基本構想」、 「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

#### 【基本構想(10年 長期計画)】

市の将来の目標及び目標達成のための基本的な施策を明らかにするものです。

#### 【基本計画(5年 中期計画)】

基本構想に沿って具体的な市の発展、市民生活の向上のための方策、 手段の大綱を表した計画です。

#### 【実施計画(3年 短期計画)】

基本計画で定められた市の施策の大綱を行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画です。

#### (2)目標年次・計画期間

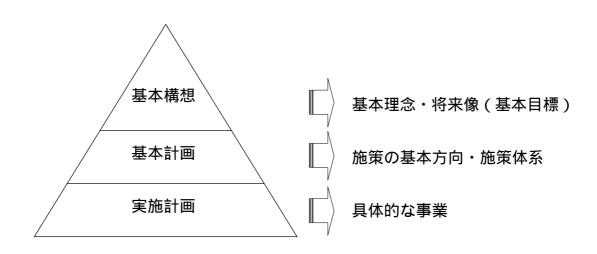
計画の目標年次は、平成28年度とします。(平成19年度から28年度までの10年間)

・基本構想の計画期間については、平成19年度を初年次とした10 年間とします。

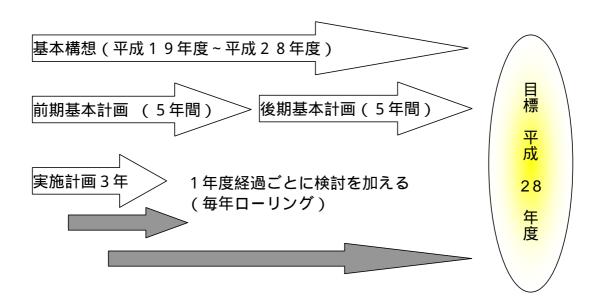


- ・基本計画の計画期間については、社会経済情勢の推移に適合するよう原則として5年を経過するごとに検討を加えるものとします。
- ・実施計画の計画期間は3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定します。

#### 計画の構成



#### 計画の期間



#### 3 策定にあたっての基本姿勢

総合計画の策定にあたっては、市民と行政の協働によるまちづくりに向けて、将来を見据えた実効性と実現性を兼ね備えた計画が求められており、合併して最初の総合計画の策定にあたっては、以下の点を重視して計画策定に取り組むものとします。

#### (1)整合性の確保

- (ア)合併協議会において策定された「新しい島づくり計画(新市建設計画)」を踏まえて策定します。
- (イ)各行政分野の施策・事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、個々の施策・事業間の関連性を十分検討し、国・県の上位計画とも整合性のとれた計画策定に努めます。
- (ウ)個別の行政計画との情報交換、情報共有を十分に行いつつ、整合性 と体系化を目指します。

#### (2) 実効性・実現性の確保

選択と集中により、市民が求めるまちづくりに対応する施策展開を図り、実効性と実現性の高い計画の策定に努めます。

#### (3)市民との協働

計画策定の段階で市民の意見の把握に努め、計画に反映させていきます。

#### (4)計画の指標等の設定について

総合計画の施策・事業の実質的な成果・効果の把握を可能とするわかりですい指標を設定します。

#### 4 計画の対象区域

計画の対象区域は宮古島市行政区域とします。



#### 5 計画の範囲

計画の範囲は、直接宮古島市が事業主体となる事業及び施策を基本としますが、必要に応じて国、県、民間が事業主体となる事業等も包括するものとします。

#### 6 策定の体制

#### (1)市民参加による策定

まちづくりアンケートを実施し、市民の意見を計画に反映させます。 まちづくりに対する方策・アイディア等についての提案を広く市民 から募ります。

#### (2)行政における体制

計画策定時における職員意識と参画を高め、実効性のある計画策定のため職員による総合計画策定委員会を設置し、全庁体制で計画の策定を行います。

#### (3)審議会

地域審議会の意見の把握に努めます。

各分野における学識経験者及び市民層による総合計画審議会を設置します。

#### (4)策定の日程

平成19年9月を目処に計画を策定するものとします。

## 新しい島づくり計画



## 宮古島市総合計画

基本構想 (H19~H28 10年間)

1 計画フレーム

目標年次

対象エリア 宮古島市

人口推計

- 2 基本理念
- 3 基本目標(将来像)分野別の政策目標
- 4 土地利用構想

基本計画 (5年間 前期/後期)

- 1 将来構想実現のための具体的な方策
- 2 分野別施策体系

実施計画 (3年間 毎年ローリング)

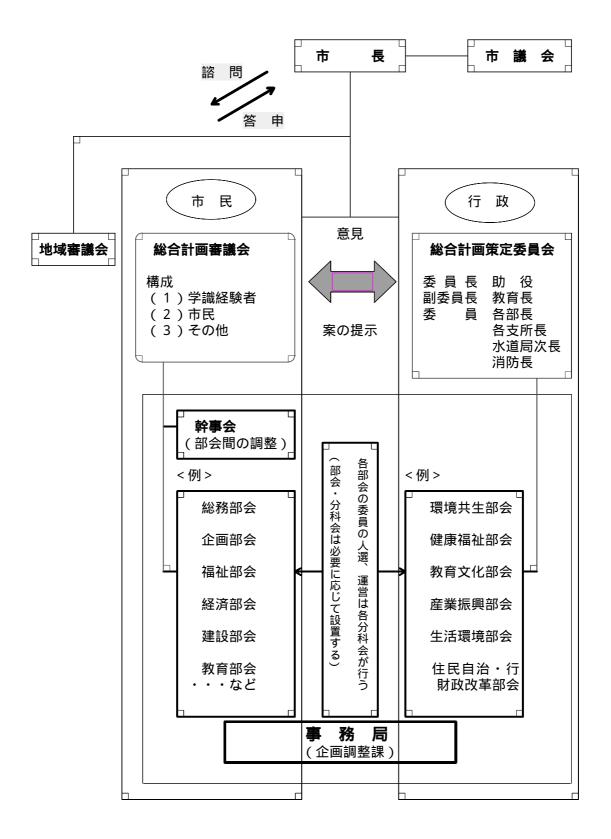
基本計画で示した施策の方向性に従って、具体的な事業を明らかにする。



## 市民の意見



#### 総合計画の策定体制



# 第 1 次宮古島市総合計画の策定経過

## 平成 18年

月 日	主 な 内 容
5月22日	総合計画策定に係るアンケート実施(九州・沖縄各市)
	あたらしい島づくり計画との整合性について、平成 17 年 1月 1日 ~
	平成 18 年1月1日までに合併した、九州・沖縄の 43 市にアンケー
	ト調査実施
6月14日	宮古島市総合計画策定基本方針庁議決定
	策定の趣旨、計画の構成、目標年次・計画期間、策定にあたっての基
	本姿勢、策定体制等を庁議決定
7月12日	第1回 策定委員会開催(部長級)
	委員長に下地助役(現副市長)、副委員長に久貝教育長、委員 14 人
	の部長等により構成
7月25日	総合計画策定に係る市民アンケート実施
~ 8月10日	市民の現在住んでいる地域の現状、将来への希望等を聞き、考えを計
	画策定に反映させることを狙いとして、7月25日~8月10日の期
	間、市民 1,600 人を対象に実施 回答者は 877 人、回収率 54.8%
8月10日	総合計画策定に係る作業説明会開催
	8月10日~14日の期間、全庁舎で係長級以上の職員を対象に、総
0 0 1 0	合計画基本方針、スケジュール、事業個別シートの説明会を開催
9月1日	事業個別シートの点検・分類作業及びデータベース化策定作業
~ 11 月下旬	提出された 675 の事業個別シートにより、施策毎に分類及びデータ ベース化策定作業実施
12 日 10 日	
12月19日	作業部会及び部会委員の決定 事業個別シートを其礎姿料とし、旅等体系気に6.作業部会を設置、系
	事業個別シートを基礎資料とし、施策体系毎に6作業部会を設置、委員を決定
	貝で仄た

# 平成 19年

月日	主 な 内 容
1月17日	第1回 作業部会(課長級)
~ 19 日	部会毎に開催 部会長及び副部会長の選出を始め、策定基本方針、作
	業スケジュール等を説明
	「将来像」・「基本理念」・「将来人口」の検討を開始
2月7日	第2回 作業部会(課長級)
~ 9日	「将来像」・「基本理念」・「将来人口」について、各部会案を取り
	まとめ
2月22日	第1回 6部会長会議
	策定委員会報告案取りまとめ
2月27日	第2回 策定委員会(部長級)
	「将来像」・「基本理念」・「将来人口」について検討開始
3月 8日	第3回 策定委員会(部長級)
	「将来像」・「基本理念」について、引き続き検討



月日	主 な 内 容
3月14日	第4回 策定委員会(部長級)
	「将来像」の決定 「心つなぐ 結いの島 宮古」を総合計画審議会
	及び地域審議会へ提案することに決定
3月29日	第3回 作業部会(課長級)
	「施策の大綱」検討開始
5月 8日	第4回作業部会(課長級)
~ 9日	「施策の大綱」及び「将来土地利用の方針」検討
5月10日	第1回 基本計画(分野別計画)原稿作成依頼
~ 5月24日	関係課(60課)へ基本計画(分野別計画)の原稿作成を依頼
5月28日	基本計画(分野別計画)ヒアリング
~ 6月11日	基本計画(分野別計画)に関するヒアリング(関係課 60 課)を対象
	に実施
6月11日	第2回 基本計画(分野別計画)原稿作成依頼
~ 6月30日	ヒアリングを基に再度、原稿作成を開始
7月 4日	第5回 策定委員会(部長級)
	「将来人口」を「53,000人(現状維持)」に設定することに決定
	「将来土地利用の方針」を、次の8項目に決定
	住宅地 商業地 農漁村集落地 工業地 農地
70050	森林・緑地 海岸 海岸リゾート地
7月25日	第6回 策定委員会(部長級)
	「 施策の大綱 」を了承 地域審議会へ諮問する「基本構想(案)」を了承
7月27日	地域審議会への諮問
~ 8月7日	伊良部地区をかわきりに5地域審議会へ「基本構想(案)」諮問
8月20日	5地域審議会からの答申
	5 地域審議会長より伊志嶺市長へ答申
8月28日	第7回 策定委員会(部長級)
	5 地域審議会答申内容の報告
	「パブリックコメント」実施決定
	総合計画審議会へ諮問する「基本構想(案)」を了承
7月~8月	第2回 基本計画(分野別計画)原稿の整理作業
8月~11月	基本計画叩き台の作成・調整・調査
9月18日	第1回 宮古島市総合計画審議会(市民)へ「基本構想(案)」諮問 素品素属 今馬乃び副今馬の選出 笠字スケジュール笠を実業
9月19日	委員委嘱、会長及び副会長の選出、策定スケジュール等を審議 第8回 策定委員会(部長級)
	第 0 四 - 東疋安貞云(即依劔)   実施計画策定方針(案)について審議
9月26日	第2回 宮古島市総合計画審議会(市民)
7,3 2 0 11	「基本理念」について審議開始
10月 3日	第9回 策定委員会(部長級)
	実施計画策定方針(案)決定
	国土利用計画策定方針(案)説明
10月 4日	第3回 宮古島市総合計画審議会(市民)
	「基本理念」について3部会に分かれて審議
10月11日	第4回 宮古島市総合計画審議会(市民)
1000	「基本理念」について部会結果報告及び全体審議
10月18日	第5回 宮古島市総合計画審議会(市民)
	「基本理念」について部会結果報告及び全体審議。「基本理念」決定
	「将来像」について審議

月日	主 な 内 容		
10月25日	第6回 宮古島市総合計画審議会(市民)		
	「将来像・将来人口・土地利用の方針」について審議・決定		
11月 1日	第7回 宮古島市総合計画審議会(市民)		
	「基本目標及び施策の大綱」について審議・決定		
	答申案については、部会長会議で審議		
11月14日	宮古島市総合計画審議会(市民)正副会長及び各部会長会議		
	「基本構想」答申(案)の取りまとめ		
11月16日	宮古島市総合計画審議会(市民)からの「基本構想」答申		
	長濱幸男総合計画審議会長より伊志嶺市長へ答申		
11月20日	第10回 策定委員会(部長級)		
	「基本構想」議会上程決定		
	実施計画作業経過説明		
12月 4日	第5回 作業部会(課長級)		
~12月5日	基本計画審議開始		
12 月末	基本計画叩き台作成・調整・調査		

# 平成 20年

月日	主 な 内 容		
1月	基本計画叩き台作成・調整・調査		
1月29日	第 1 1 回 策定委員会(部長級)		
	国土利用計画の総合計画審議会への諮問了承		
2月 1日	第8回 宮古島市総合計画審議会(市民)		
	「国土利用計画(案)」諮問・審議		
2月 8日	第9回 宮古島市総合計画審議会(市民)		
	「国土利用計画(案)」決定		
2月14日	第6回 作業部会(課長級)		
~ 2月15日	基本計画(案)決定。策定委員会へ報告		
2月18日	宮古島市総合計画審議会(市民)からの「国土利用計画」答申		
	長濱幸男総合計画審議会長より伊志嶺市長へ答申		
3月3日	第12回 策定委員会(部長級)		
	総合計画審議会へ「基本計画」諮問決定		
3月14日	第10回 宮古島市総合計画審議会(市民)「基本計画(案)」諮問 理時サケン野について合体審議		
	環境共生分野について全体審議		
3月18日	総合計画審議会(教育文化・住民自治行財政改革及び健康福祉部会)		
	「基本計画」審議		
3月19日	総合計画審議会(産業振興・生活環境部会)		
2 0 0 0	「基本計画」審議		
3月26日	第11回 宮古島市総合計画審議会(市民)		
2 0 2 0	「基本計画」審議・決定		
3月27日	第13回 策定委員会(部長級)		
2 🗆 24 🗆	「実施計画」審議・決定		
3月31日	宮古島市総合計画審議会(市民)からの「基本計画」答申		
	長濱幸男総合計画審議会長より伊志嶺市長へ答申		



## 第1次宮古島市総合計画【基本構想】について(諮問)

宮企企第249-1号 平成19年9月18日

宮古島市総合計画審議会 殿

宮古島市長 伊志嶺 亮

「宮古島市総合計画」案について(諮問)

第1次宮古島市総合計画の策定にあたっては、合併後はじめて策定する計画であり、新市建設計画を踏まえ、新たな時代に対応した魅力ある島づくりをすすめるための指針を定める必要があります。

「心つなぐ 結いの島 宮古」実現に向け、宮古島市総合計画審議会条例に基づき、 基本構想についてご意見を頂きたく、よろしくご審議のうえ答申くださいますようお 願い申し上げます。

## 第 1 次宮古島市総合計画【基本構想】について(答申)

宮 総 審 第 1 号 平成19年11月16日

宮古島市長 伊志嶺 亮 殿

宮古島市総合計画審議会 会 長 長濱 幸男

第1次宮古島市総合計画(基本構想)について(答申)

平成19年9月18日付け宮企企第249-1号により諮問のあった第1次宮古島市総合計画(基本構想)については、別添のとおり答申します。

#### 審議会意見

第1次宮古島市総合計画・基本構想(原案)に対する本審議会の審議結果を次のとおり 決定しましたので、答申いたします。

(1) 基本理念については、次のとおり決定しました。

「住む人が健康で、安心・安全な美しい誇れる島づくり」

「交流と連携による活力あふれる元気な島づくり」

「地域の特性が活かされ、心のかよう結いの島づくり」

(2) 将来像(まちづくりのテーマ)ついては、宮古の人々の情熱やもてなしの気持ち を表すテーマとして、次のとおり決定しました。

「こころつなぐ 結いの島 宮古」~みんなでつくる 元気で誇れる島づくり~

(3) 将来人口については、次のとおり決定しました。

平成28年の目標年次における宮古島市の将来人口を「53,000人」に想定しました。

将来人口につきましては、あくまでも現実を重視した「想定人口」であり、「目標」とするものではないことを申し添えます。

しかしながら、市の人口を増やし、活力あるまちづくりは市民共通の願いであります。 行政には英知を結集して、市民が夢と希望を持って生活できる活力あるまちづくりに向 けての政策展開を要望します。

(4) 将来土地利用の方針については、自然環境との共生を基本として次の項目の 方針を決定しました。土地利用の詳細な方針については、「国土利用計画」に委ね ることとし、計画的かつ効率的な土地利用を進めるため、計画の早期作成を要望し ます。

住宅地 商業地 農漁村集落地 工業地

農用地 森林・緑地 海岸 観光リゾート地

(5) 基本目標及び施策の大綱については、子どもから大人まで市民がわかりやす い表現に磨き上げ、別添のとおり決定しました。

行政として、広く市民への周知に努めるよう申し添えます。



## 第 1 次宮古島市総合計画【基本計画】について(諮問)

宮企企第 438 号 平成20年3月14日

宮古島市総合計画審議会 殿

宮古島市長 伊志嶺 亮

「第1次 宮古島市総合計画【前期基本計画】」案について(諮問)

第1次宮古島市総合計画【基本構想】で掲げた「心つなぐ 結いの島 宮古」実現 に向け、宮古島市総合計画審議会条例に基づき、基本計画についてご意見を頂きたく、 よろしくご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

## 第 1 次宮古島市総合計画【基本計画】について(答申)

宮 総 審 第 2 号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日

宮古島市長 伊志嶺 亮 殿

宮古島市総合計画審議会 会 長 長濱 幸男

第1次宮古島市総合計画(基本計画)について(答申)

平成20年3月14日付け宮企企第438号により諮問のあった第1次宮古島市総合計画(基本計画)については、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

宮古島市は、総合計画が実効性のある計画となるよう取り組むとともに、市民への周知徹底を要望します。

## 第 1 次宮古島市総合計画に関する条例等

#### 宮古島市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日 条例第 25 号

#### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宮古島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる必要な事項を調査審議する。
- (1) 宮古島市基本構想及び基本計画策定
- (2) 宮古島市国土利用計画策定

#### (組織)

- 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他

#### (任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。(会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (招集)

第6条審議会は、会長が招集する。

#### (会議)

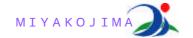
第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会を開くことができない。 2 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の 決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要あると認めるときは委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (部会)

- 第 9 条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要に応じて部会を置く ことができる。
- 2 部会に属すべき委員の審議会の議決を経て会長が指命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。



4 部会長は部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

#### (幹事)

- 第10条 審議会に幹事若干人を置き、市職員の内から市長が任命する。
- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

#### (書記)

- 第11条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 書記は上司の命を受けて会務に従事する。

#### (庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

#### (委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議の上市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

#### 宮古島市総合計画策定に関する規程

平成 17 年 10 月 1 日 訓令第 7 号

#### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、宮古島市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市の将来の魅力あるまちづくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な地域の発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた市の施策の大綱を市の行財政の中において、どのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

#### (計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門間の相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野に立って総合的かつ計画的に、全体として秩序と調和のあるものとし、市の発展に資するよう策定しなければならない。

#### (基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

#### (基本計画の期間等)

- 第 5 条 基本計画の期間は 10 年とし、原則として 5 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。
- 2 基本計画は前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

#### (実施計画の期間等)

- 第6条 実施計画の期間は3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過する ごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。
- 2 実施計画は、次のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。
- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。



#### (総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。) を置き、次の者をもって充てる。

副市長 教育長 各部長 各支所長 水道局次長 消防長

- 2 委員長に助役を、副委員長に教育長をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(基本構想基本計画及び実施計画案の作成)

第8条 基本構想及び基本計画は、市長が定める方針に従い、各課長等が長期的かつ総合的に描く未来像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した計画案に基づき、企画調整課長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は基本計画に従い、これを実現するように各課長等が作成した計画案に基づき、企画調整課長が総合調整して原案を作成する。

#### (総合計画の決定)

第9条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき、市長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ宮古島市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

#### (補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

#### 宮古島市総合計画策定要綱

平成 17 年 10 月 1 日 訓令第 8 号

#### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、宮古島市の長期にわたる総合的な開発、振興計画の策定に必要な基本的事項を定めるものとする。

#### (総合計画策定の根拠)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項は、「市町村は、 その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的 かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうよ うにしなければならない。」と規定している。

#### (計画の名称)

第 3 条 総合計画の名称は「宮古島市総合計画」(以下「総合計画」という。) とする。

#### (計画の目標年次)

第4条 本総合計画は、平成19年度を初年次とし、目標年次を平成28年度とする。ただし、基準年次は平成12年度とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、さらに10年の計画として策定する。

#### (計画の構成)

第5条 総合計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 基本構想(10年 長期計画)

市の将来の目標及び目標達成のための基本的な施策を明らかにする。

(2) 基本計画(5年 中期計画)

基本構想に沿って具体的な市の発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画

(3) 実施計画(3年 短期計画)

基本計画で定められた市の施策の大綱を行財政の中において、どのように実施 していくかを明らかにするための計画

#### (計画の基本方針)

第6条 市の総合計画は、国の各種計画、県の振興計画及び近隣市町村の開発計画と関連した広域的な方針を堅持すると同時に、市の自然的、経済的及び社会的条件の特殊性並びに現状と発展過程を適確に把握するとともに、市民の要望にこたえながら将来の動向を展望し、あわせてその相互の関係を分析して問題点を摘出し、実施計画策定への体系を確立する。

#### (計画の性格)

第7条 本計画は、科学性をもった広域的かつ長期的な行政執行の指針であって、市勢伸張の全体計画であり、市政の総合計画である。

#### (計画の対象区域)

第8条 総合計画策定時における本市の行政区域を対象とするが、特に広域的な配慮が必要とされるものについては、その内容において生活圏等の実態に即応して市域外の諸要素も充分考慮に入れる。

#### (計画の主要内容)

第9条 計画の主要内容は、次のとおりとする。

(1) 土地利用、地区整備の動向



- (2) 緑、水環境の状況
- (3) 気象の状況
- (4) 人口及び労働力の動向
- (5) 第1次産業の動向
- (6) 第2次産業の動向
- (7) 第3次産業の動向
- (8) 所得の動向
- (9) 交通通信体系、情報化の動向
- (10) 居住環境、環境美化の状況
- (11) 自然環境、クリーンエネルギーの状況
- (12) 集落の状況
- (13) 医療、保険の状況
- (14) 保健、福祉の状況
- (15) 防災、救急、交通安全の状況
- (16) 教育、文化の状況
- (17) 人材育成、交流の状況
- (18) 行財政の状況
- (19) 広域行政の状況
- (20) その他本市の振興発展に関し必要な事項

#### (計画策定と組織 )

第 10 条 総合計画の策定は、市長の方針に従い、企画調整課が担当して、調整及び計画原案の立案に当たり、庁内計画策定組織の議を経て市長が決定するものとする。

2 長期計画としての基本構想を決定するに当たっては、市民及び学識経験者の 意見を求めるため、宮古島市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとす る。

#### (計画の改訂)

第 11 条 計画策定後も経済社会情勢等の変動に注意し、実績を通じ具体的に効果測定を行う等、計画の再評価をなし、計画の実効性の確保に努めるとともに、市長が計画と現実との間に著しい差が生じたと判断した場合は、計画の全部又は一部を改訂しなければならない。

#### (知事との協議)

第 12 条 基本構想については、国、県の上位計画との調整を図るため、沖縄県知事との協議を経るものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

#### 宮古島市総合計画策定作業部会運営要領

平成 19 年 1 月 5 日 訓令第 1 号

#### (趣旨)

第1条 宮古島市総合計画策定要綱(平成17年10月1日訓令8号)第10条第1項の規定に基づき設置する宮古島市総合計画策定作業部会(以下「部会」という。)の組織及び運営については、この要領の定めるところによる。(組織)

第2条 部会は、課長等の職にある者をもって組織する。

#### (作業部会)

- 第3条 長期的かつ総合的に描く未来像を立案するため、別表に掲げる部会を設けることができる。
- 2 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によって定める。
- 3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 2 部会の会議において必要と認めたときは、関係職員の出席を求め意見を聴く ことができる。

#### (報告)

第5条 各部会長は、会議の結果を宮古島市総合計画策定委員会に報告するものとする。

#### (庶務)

第6条 作業部会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

#### 附 則

この訓令は、平成19年1月5日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

	作業部会				
環境共生部会	産業振興部会	教育文化部会	健康福祉部会	生活環境部会	住民自治・ 行財政改革 部会



# 宮古島市総合計画審議会委員名簿

部 会 名	氏名	所属	分 野	備考
	中西 康博	東京農業大学	環境	
	我那覇 宗広	NPO 美ぎ島 宮古島	環境	部会長
	前里 和洋	宮古農林高等学校	環境	
理培什什。健康短礼	友利 博一	宮古島珊瑚礁ガイドボランティア	自然保護	
環境共生・健康福祉	上原 真理子	宮古福祉保健所	保健	
	外間 千枝子	宮古島市食生活改善推進協議会	予防	
	下地 諒子	宮古島市法人保育連盟	保育	
	新里 盛繁	宮古島市老人クラブ連合会	福祉	
	砂川 久伸	宮古商工会議所	商工業	
	野原 悦子	宮古島市農漁村生活研究会	特産品開発	
	渡久山 明	宮古観光協会	観光	部会長
	与那覇 盛徳	J A おきなわ	農業	
産業振興・生活環境	儀保 正司	宮古島漁業協同組合	漁業	平成20年3月5日 まで
	濱川 洋美	池間漁業協同組合	漁業	平成20年3月14 日より
	松原 徹夫	NTT西日本 - 沖縄宮古営業所	情報	
	仲桝 純	宮古島警察署生活安全課	防犯	
	砂川 米子	宮古島市交通安全協会	交通安全	
	奈良 俊一郎	宮古島市PTA連合会	健全育成	副審議会長
	友利 吉博	宮古島市文化協会	文化	
教育文化・住民自治 行財政改革	安谷屋豪一	宮古島市体育協会	スポーツ	
	竹井 朋子	文化振興友の会	文化	
	下地 正子	宮古地区婦人連合会	男女共同参画	
	下地 徹	宮古島市行財政改革市民委員会	行財政改革	
	長濱 幸男	行政経験者		審議会長
	松堂 邦彦	行政経験者		部会長

### 全体会の様子





作業部会の様子









部会長会議の様子



基本計画の答申





# 宮古島市総合計画策定委員会名簿

職名	所 属	平成18年度末時点	平成19年度末時点
委員長	助役(現役職は副市長)	下地 学	下地 学
副委員長	教育長	久貝 勝盛 (平成19年11月まで)	下地 恵吉 (平成19年12月より)
委員	総務部長	宮川耕次	宮川耕次
委員	企画政策部長	久貝 智子	久貝 智子
委員	福祉保健部長	上地 廣敏	上地 廣敏
委員	経済部長	宮國 泰男	宮國泰男
委員	建設部長	平良富男	平良 富男
委員	伊良部総合支所長	長濱 光雄	垣花 恵
委員	平良支所長	狩俣 公一	狩俣 照雄
委員	城辺支所長	饒平名 健次	饒平名 健次
委員	上野支所長	砂川 正吉	砂川 正吉
委員	下地支所長	建設部長兼務	平良 哲則
委員	教育部長	長濱 幸男	長濱 光雄
委員	生涯学習部長	二木 哲	二木 哲
委員	水道局次長	砂川 定之	砂川 定之
委員	消防長	伊舎堂 勇	伊舎堂 勇
委員	会計管理者		譜久村 基嗣

# 宮古島市総合計画策定作業部会名簿

	環境共生音	<b>多</b>		
部 名	課名	平成18年度	平成19年度	部会役職
企画政策部	企画調整課	伊良部 平師	下地 信男	
企画政策部	地域振興課	長濱 博文	長濱 博文	副部会長
企画政策部	エコタウン推進室	洲鎌 善充	我如古 三雄	
福祉保健部	環境保全課	饒平名 功	饒平名 功	部会長
経済部	農政課	長間健二	長間健二	
経済部	むらづくり課(H19より農村総合整備課)	池村 恵慈	平良 光成	
経済部	水産課(H19より水産みどり課)	平良 光成	下里 明光	
建設部	下水道課	池村 香成	川満 定秀	
建設部	港湾課	賀数 剛	賀数 剛	
伊良部総合支所	福祉保健課	佐久田 元武	佐久田 元武	
伊良部総合支所	経済課 (H19より経済建設課)	垣花 恵	国仲 続男	
水道局	保全課	池間 昌克	池間 昌克	_

	産業振興 部	3 会		
部 名	課名	平成18年度	平成19年度	部会役職
企画政策部	地域振興課	長濱 博文	長濱 博文	
企画政策部	情報政策課	喜屋武 重三	喜屋武 重三	
企画政策部	下地島空港等利活用推進室	島尻強	島尻強	
企画政策部	エコタウン推進室		我如古 三雄	
経済部	農政課	長間健二	長間 健二	部会長
経済部	むらづくり課(H19より農村総合整備課)	池村 恵慈	平良 光成	副部会長
経済部	農地整備課 (H19より農村総合整備課)	伊良部 和則	十民 儿规	即心太及
経済部	水産課(H19より水産みどり課)	平良 光成	下里 明光	
経済部	観光商工課	根間 正三郎	伊良部和則	
建設部	都市計画課	長崎富夫	長崎富夫	
建設部	港湾課	賀数 剛	賀数 剛	
伊良部総合支所	総務振興課		浜川 明芳	
伊良部総合支所	経済課 (H19より経済建設課)	垣花 恵	国仲 続男	
伊良部総合支所	水産観光課(H19より経済建設課)	池原豊	凹作 视力	
農業委員会	農業委員会	川満 勝彦	川満 勝彦	



	教 育 文 化 部	<b>多</b>
部 名	課名	平成18年度 平成19年度 部会役職
総務部	総務課	与那嶺 大 伊良部 平師
企画政策部	働く女性の家	砂川 道子 砂川 道子
企画政策部	中央図書館建設準備室	下地 実 下地 実
福祉保健部	児童家庭課	平良 嘉久 玉城 寛武
福祉保健部	健康増進課	奥原 一秀 奥原 一秀
教育部	教育総務課	松岡 日出雄 松岡 日出雄
教育部	学校教育課	島袋 正彦 島袋 正彦 部会長
教育部	教育施設課	友利 悦裕 友利 悦裕
教育部	学校給食共同調理場	友利 秀男 友利 秀男
生涯学習部	社会教育課	与那嶺 敏之 与那嶺 敏之 副部会長
生涯学習部	文化振興課	古堅 宗和 古堅 宗和
生涯学習部	市民スポーツ課	笠原 渥 笠原 渥
伊良部総合支所	総務課 (H19より総務振興課)	浜川 明芳

	健康福祉 部	<b>多</b>
部 名	課名	平成18年度 平成19年度 部会役職
企画政策部	地域振興課	長濱 博文 長濱 博文
福祉保健部	生活福祉課	国仲 清正 国仲 清正 部会長
福祉保健部	児童家庭課	平良 嘉久 玉城 寛武
福祉保健部	障がい福祉課	亀川 隆 亀川 隆
福祉保健部	介護長寿課	豊見山 京子 豊見山 京子
福祉保健部	健康増進課	奥原 一秀 奥原 一秀 副部会長
福祉保健部	国民健康保険課	友利 義雄 友利 義雄
伊良部総合支所	福祉保健課	佐久田 元武 佐久田 元武
消防本部	救急課	長田 譲 長田 譲

生活環境部会			
部 名	課名	平成18年度	平成19年度 部会役職
総務部	市民生活課	村吉 順栄	村吉 順栄
企画政策部	地域振興課	長濱 博文	長濱 博文
企画政策部	情報政策課	喜屋武 重三	喜屋武 重三
福祉保健部	環境保全課	饒平名 功	饒平名 功
福祉保健部	環境施設整備局	上地 秀光	上地 秀光
経済部	むらづくり課(H19より農村総合整備課)	池村 恵慈	平良 光成
経済部	観光商工課	根間 正三郎	伊良部 和則
建設部	都市計画課	長崎 富夫	長崎 富夫 部会長
建設部	道路建設課	下里 明光	前里 重信
建設部	住宅課		池村 香成
建設部	下水道課	池村 香成	川満 定秀
建設部	港湾課	賀数 剛	賀数 剛
水道局	管理課	花城 厚志	下里 邦彦
水道局	工務課	志堅原 朝善	上地 昭人 副部会長

住民自治・行財政改革部会				
部 名	課名	平成18年度	平成19年度	部会役職
総務部	総務課	与那嶺 大	伊良部 平師	部会長
総務部	財政課	石原 智男	石原 智男	
総務部	税務課	垣花 勝	垣花 勝	
総務部	納税課	友利 克	友利 克	
総務部	市民生活課	村吉 順栄	村吉順栄	
企画政策部	企画調整課	伊良部 平師	下地 信男	
企画政策部	地域振興課	長濱 博文	長濱 博文	
企画政策部	働く女性の家	砂川 道子	砂川 道子	
福祉保健部	国民健康保険課	友利 義雄	友利 義雄	
伊良部総合支所	総務課(H19年より総務振興課)	浜川 明芳	浜川 明芳	
平良支所	市民生活班	前里 重信	平良 嘉久	
城辺支所	地域振興班	下地 達男	下地 達男	副部会長
上野支所	地域振興班	我如古 三雄	砂川 明有	
下地支所	地域振興班	下地 信男	上里 盛軒	



# 用語説明

用 語	解説
コーホート要因法	基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。
グリーンツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業体験をしたり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。
バリアフリー	障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に 参加する上で生活の支障となる物理的な障害(障碍)や 精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に 障害を取り除いた状態。
コールセンター	企業や自治体等の中で、お客様や住民の電話対応を専門 に行う部署。
インキュベート	「卵がふ化する」、「(計画などを)生み出す」、「成長(発展)する」などの意味があり、企業が生まれ育つことなどを意味する。
クオリティ・オブ・ライフ	一般に人の生活の質、すなわちある人がどれだけ人間ら しい望み通りの生活を送ることができているかを計る ための尺度として働く概念。
ノーマライゼーション	障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できうる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害 の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人 が利用可能であるようにデザインすること。
ブロックメーター	流量計のこと。これを設置することにより、24 時間監視でき、漏水修理に迅速に対応が可能。
スプロール化	都市の発展拡大に伴い、郊外に向かって市街地が拡大し、その際に無秩序な開発が行われること。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を指す。

用語	解説
バイオマス	化石資源以外の再生可能な生物由来の有機性資源。
マッピングシステム	コンピュータを利用し、管路図と関連情報を一元的に管理し、従来の紙ベースの図面や各種台帳類による維持管理業務の効率化、検索、出力など情報活用の迅速化を目的としたシステム。
ICT	Information and Communications Technology の略称。ICT(情報コミュニケーション技術)
NPO	医療、福祉、教育、環境、スポーツなどの分野における 非営利活動を行う民間組織。
3 R活動	Reduce(リデュース) Reuse(リユース) Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字。このRに取り組み、ごみを限りなく少なくし、資源循環型社会をつくろうとするもの。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源を できるだけ少なくし、それを有効に使い、廃棄されるも のを最小限におさえる社会。
水源かん養林	雨などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ地下へ水を供給する機能を持っている森林のこと。
修景緑化	景観のよい島づくりのため緑を増やすこと。
海洋性健康リゾート地	沖縄の優れた海洋環境を健康づくりに活用し、リゾート を滞在型療養地として活用する。
遊漁	営利を目的せずに水産動植物を採捕する行為のうち、調査や試験研究などのための採捕以外のもの。
相互扶助	地域社会などにおいて、地域住民の内に社会生活上の問題を抱える者が生じた場合、地域住民の自発的協力・協同によって援助を行うこと。
一次救急医療	比較的軽症な方を対象とした医療
二次救急医療	緊急な治療や入院の必要な重症患者を対象とした医療
男女共同参画	男女が性別にとらわれることなく、社会の構成員として あらゆる分野に参画すること。
自治基本条例	自治の考え方や行財政運営の方法を明確に定めるもので、自治体の自治における最高規範に当たるもの。



用 語	解 説	
施策	政策・対策を立てて、それを実地に行うこと。	
有収率	「配水量」(浄水場で作られた水量)に対する「有収水量」 (料金をいただいた水量)の割合。	
情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。メディアなどから得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して加工したりして、結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合。	